

令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案実施要領

この要領は、「令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務」の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務の概要

### (1) 名称

令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託

### (2) 委託内容

別紙「令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 予算上限額

金10,805,324円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

## 2 企画提案に係る日程

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| (1) 募集開始        | 令和8年6月22日（月）      |
| (2) 参加申込書類等提出期限 | 令和8年7月6日（月）       |
| (3) 質問書提出期限     | 令和8年7月13日（月）      |
| (4) 企画提案書提出期限   | 令和8年7月22日（水）      |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和8年7月28日（火）予定    |
| (6) 審査結果通知      | 令和8年7月30日（木）頃発送予定 |
- ※メール及び文書で通知

## 3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

なお、当該条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合には、応募を認めないことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (5) 山梨県税の滞納がない者であること。
- (6) 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
  - b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
  - d. 組合の理事
  - e. その他業務を遂行する者であって、a. から d. までに掲げる者に準ずる者

- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 過去5年間において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

#### 4 応募手続き

##### (1) 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次に掲げる参加申込書類及び添付書類を、各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 県税に未納がない旨の証明書（山梨県総務部税務課発行）又は、山梨県に納税義務がないことの申立書（任意様式）

エ 法人又は団体の概要（パンフレット等）

オ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）

カ 履歴事項全部証明書（写し可）※書類受付日から3か月以内に発行されたもの

キ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式第4）

※ ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類イ及びウの提出は不要とする。

##### (2) 参加申込書類の提出期限

提出期限は、2 企画提案に係る日程に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

##### (3) 参加申込書類の提出場所

山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課 子育て支援担当

・〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

・電話番号 055-223-1456（直通）

・メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

##### (4) 参加申込書類の提出方法

書類提出は、持参又は郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

※郵便の場合は、送達確認を電話で行うこと。（以下同じ。）

## 5 企画提案に係るスケジュール

### (1) 質問の受付

#### ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式5）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課 子育て支援担当]

メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

#### イ 受付期間

令和8年6月22日（月）から7月13日（月）午後5時まで

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、全ての参加申込書類提出者に対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

### (2) 書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

#### ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）・・・6部 正本1部 副本5部
- ・ A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折り込み可）
  - ・ 日本語表記で11ポイント以上を目安とする。
  - ・ 仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項について記載すること。

項目		内容
経営状況等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社規模</li> <li>・ 過去の類似事業の実績とノウハウの活用方法</li> </ul>
業務推進体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトチームの編成、人員協力会社等の体制</li> </ul>
企画全体設計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1 業務の概要」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、コンセプト、スケジュール案</li> </ul>
業務詳細	キャッチコピー及びロゴの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッチコピー、ロゴの考え方及びイメージ</li> </ul>
	民間結婚相談所相談員による個別相談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間結婚相談所相談員の従事予定者要件</li> <li>・ 相談者の意識変容を促すための方策</li> <li>・ 参加者確保のための広報の方策</li> </ul>
	体験型出会いイベントの通年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の魅力が感じられる体験型出会いイベントの内容・実施体制</li> <li>・ 婚活を押し出さない、ラフな出会いの考え方</li> </ul>

		・参加者確保のための方策 (首都圏参加者確保の方策含む)
	情報発信・広報の実施 ・婚活やまなし特設ページ ・SNS等を活用した広報 ・結婚に対するポジティブイメージの発信等	・結婚に対するネガティブイメージ払拭のための情報発信・広報の考え方、若者にどのように訴求していくか。 ・特設ページイメージ ・SNS活用のイメージ ・体験談・コラム等のコンテンツのイメージ
	事後調査(追跡調査)	・調査手法
事業費		・税込合計見積額及び積算の内訳

- ② 見積書・・・・・・・・・・ 6部
  - ・ 様式は任意とし、税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載する。
  - ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ③ 法人の概要書・・・・・・・・ 6部
  - ・ 様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする
- ④ 直近及びその2年分の損益計算書・貸借対照表の写し・・・・ 6部

イ 提出方法

持参又は郵便(書留)により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和8年7月22日(水)午後5時まで

エ 提出先

山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課子育て支援担当

- ・ 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
- ・ 電話番号 055-223-1456 (直通)
- ・ メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 企画提案のプレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和8年7月28日(火)を予定

イ プレゼンテーションの時間

1社30分程度(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分)を予定

ウ その他

- ・ 基本的に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとするが、事業実績等の説明のため、提案書記載外の写真、動画を提

示することは可能とする。

- ・ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ・ 提案説明は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が中心に行うこと。
- ・ 詳細については、事業提案者に別途連絡する。
- ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ 結果の通知

オ 令和8年7月30日（木）（予定）に各企画提案者に対してメール及び文書にて通知する。

## 6 審査について

### (1) 選考方法

別紙審査基準に基づき、本県職員等から構成される企画提案審査委員会が総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (2) 留意事項

最低基準点を50点とし、最低基準を満たさない事業者は、原則選定しない。

### (3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

## 7 契約

### (1) 契約の方法

候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、候補者と協議が整わない場合は、次点の者を候補者とし協議する。

### (2) 契約保証金

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。

### (3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

## 8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

- ・提出された書類は返却しない。
- ・参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 9 問い合わせ先

山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課子育て支援担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

電話番号 055-223-1456（直通）

メールアドレス [kosodate@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kosodate@pref.yamanashi.lg.jp)